## 本号で公布された法令のあらまし

**◇福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令**（政令第六号）（法務省）

1　趣旨

この政令は、福島復興再生特別措置法（平成二四年法律第二五号。以下「法」という。）第一七条の二三の規定による不動産登記法（平成一六年法律第一二三号）の特例を定めることとした。（第一条関係）

2　代位登記

福島県知事は、3の規定により登記を嘱託する場合において、必要があるときは、土地の所有者等に代位して土地の表題登記等を嘱託することができることとした。（第二条関係）

3　所有権が移転した場合の登記の嘱託

法第一七条の二一の規定により所有権が移転した場合において、所有権を取得した者の請求があるときは、福島県知事は、その者のために所有権の移転の登記又は所有権の保存の登記を嘱託しなければならないこととした。（第四条及び第五条関係）

4　添付情報

3の規定により登記を嘱託する場合には、農用地利用集積等促進計画の内容を証する情報等をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならないこととした。（第六条関係）

5　登記識別情報の通知

2又は3の規定による嘱託に基づく登記を完了したときの登記識別情報の通知について所要の規定を設けることとした。（第三条及び第七条関係）

6　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

---

**◇国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第七号）（財務省）

1　入場者に対する料金に係る債権が立て替えて納付される場合には、帳簿への記載又は記録を要しないこととした。

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、令和三年二月一日から施行することとした。

---

**◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第八号）（財務省）

1　新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（第八条関係）

2　この政令は、令和三年二月一日から施行することとした。

---

**◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第九号）（厚生労働省）

一　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1　令和三年度から令和五年度までの第二号被保険者負担率を一〇〇分の二七とすることとした。（第五条関係）

2　令和元年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例に係る確定負担調整基準額を六万六、八七七円とすることとした。（附則第一四条関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

令和元年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例に係る確定負担調整基準額を六万六、八七七円とすることとした。（附則第一二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

---

# 政　令

福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年一月二十二日

内閣総理大臣　菅　　義偉

**政令第六号**

福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令

内閣は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十三の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

**第一条**　この政令は、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第十七条の二十三の規定による不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定めるものとする。

（代位登記）

**第二条**　福島県知事は、第四条又は第五条の規定により登記を嘱託する場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記を当該各号に定める者に代わって嘱託することができる。

一　土地の表題登記　所有者

二　土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記　表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人

三　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人

四　所有権の保存の登記　表題部所有者の相続人その他の一般承継人

五　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記　相続人その他の一般承継人

（代位登記の登記識別情報）

**第三条**　登記官は、前条の規定による嘱託に基づいて同条第四号又は第五号に掲げる登記を完了したときは、速やかに、登記権利者のために登記識別情報を福島県知事に通知しなければならない。

2　前項の規定により登記識別情報の通知を受けた福島県知事は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

（既登記の所有権の移転の登記の嘱託）

**第四条**　法第十七条の二十一の規定により既登記の所有権が移転した場合において、所有権を取得した者の請求があるときは、福島県知事は、その者のために所有権の移転の登記を嘱託しなければならない。

（未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託）

**第五条**　法第十七条の二十一の規定により未登記の所有権が移転した場合において、所有権を取得した者の請求があるときは、福島県知事は、その者を登記名義人とする所有権の保存の登記を嘱託しなければならない。

（添付情報）

**第六条**　前二条の規定により登記を嘱託する場合には、農用地利用集積等促進計画の内容を証する情報、法第十七条の二十の規定による公告があったことを証する情報及び登記義務者又は表題部所有者の承諾を証するこれらの者が作成した情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならない。